

令和5年度第2回茅ヶ崎市松林公民館運営審議会定例会議事録

| | |
|-----------|--|
| 議題 | 1 和5年度松林公民館主催事業報告について 2 令和6年度予算について 3 令和5年度松林公民館主催事業計画について 4 諮問・答申について 5 その他 |
| 日時 | 令和6年3月29日（金）14時00分から15時00分まで |
| 場所 | 茅ヶ崎市立松林公民館2階第1会議室 |
| 出席者氏名 | 会長：細田 勲 副会長：吉原 敏明 上村 純夫、沖山 紗也香、羽場 由佳子 |
| 欠席者氏名 | 村松 章生、大澤 知行 |
| 会議資料 | ・令和6年度第2回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会次第 ・資料1 令和5年度主催事業の報告について ・資料2-1 令和6年度歳入予算 ・資料2-2 令和6年度歳出予算 ・資料3 令和6年度事業計画（案）について ・資料4 諮問・答申について |
| 会議の公開・非公開 | 公開 |
| 非公開の理由 | — |
| 傍聴者数 | 0人 |

司会 ただいまより、令和5年度第2回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会を開催いたします。

本日、御欠席の御連絡をいただいております委員さんは村松委員、大澤委員の2名となっておりますが、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第2項の開催要件（過半数以上の委員の御出席をいただいております）を満たしておりますので、審議会を開催させていただきます。なお、本日傍聴のお申し出はございません。

次に、事前に配布した資料及び本日の配布資料の確認をいたします。

（配布資料確認）

資料1 令和5年度主催事業の報告について
資料2-1, 2-2 令和6年度松林公民館予算について
資料3 令和6年度松林公民館事業計画（案）について

資料4 諮問・答申について
以上となります。

それでは議事進行につきましては、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第1項に基づき、細田会長に議事進行をお願いいたします。

会 長 議事を進めてまいります。この会議は公開となっております。会議録を作成するにあたりまして、「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」により、委員に確認し記録を残すことになっております。確認については、会長一任としてよろしいでしょうか。

委 員 (各委員賛同)

会 長 それでは、「議題1 令和5年度主催事業の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議題1 令和5年度主催事業の報告についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

令和5年度に開催いたしました、主催事業についてご説明いたします。資料1をご覧ください。令和5年度につきましては、経年劣化による不慮の故障を未然に防ぎ、施設の強靱化を図るため、防災設備改修工事及び弱電設備改修工事を10月26日から11月3日まで実施しました。この関係で休館期間中は、利用者の皆さまにはご不便をおかけしましたが、無事改修工事を終え安全安心に公民館を利用できるようになりました。

今年度は、松林公民館の軸に子ども事業、家庭教育支援関連事業を据え、その他事業を展開してまいりました。各事業、一部ではございますが報告させていただきます。

1 子ども事業では、子ども将棋スペース、子ども将棋スペース杯、陶芸教室、子ども琴体験講座などを対面講座で開催いたしました。子ども将棋スペースにおいては、将棋指導ボランティアも5名増え、お子さんが対局されている間も父兄同士で対局する場面が見られるなど子どもだけでなく地域の方の交流の場へと昇華しています。

2 家庭教育支援関連事業につきましては、対面講座として、子育てホットスペース、ぴよぴよアトリエを開催いたしました。新型コロナウイルス感染症が第5類に移行となってから、乳幼児連れのお母さんたちの来館を促すため、子育てホットスペース、ぴよぴよアトリエに力を入れています。季節ごとのお祝いや、ママのための時間を出入り自由なスタイルで開催している子育てホットスペースは、毎月実施しており、定期的な来館に繋がる講座です。来館の際に、公民館で実施される他講座や地域の方々との交流を通じて、サークル会員

になる、自身がサークルを立ち上げるなど、お母さんたちの能動的なやりたいという気持ちを後押ししたいと考えています。ぴよぴよアトリエは、小麦粉ねんどや色水あそび、ぷるぷるスライムなど乳幼児を対象にした工作教室ですが、リトミック教室などはあるものの、子ども自身の手指を刺激する造形教室のようなものがこの地域にはない、という声を聴いており、隠れたニーズがあるようです。毎回申込は定員になり、年間を通じて159名の参加がありました。

3 シニア事業では、デジタルデバイドの解消に向けて、スマホ使い方講座、5館連携講座としてシニアの口腔ケア（対面会場）、おでかけ応援 フレイル&頻尿予防講座（サテライト会場）にて実施しました。スマートフォンなどの基本操作と現在主要な連絡手段となっているLINEアプリの使い方を学びました。講座に参加した方からは、これで娘や息子、孫とやり取りができる、お友達との連絡手段が増えたという声をいただいています。5館連携講座は、1館を対面館、他4館をサテライト会場としてZoomで繋いで、時間と場所を超えて繋がることができました。

4 地域課題解決事業におきましては、対面講座でパパと一緒に公民館DIY大作戦、5館連携講座として岡崎とゆかりのまち歴史クロストークを開催しました。

地元企業の協力を得て、保育室前の壁のペンキ塗りと砂場の蓋のニス塗りを講座として、来館の少ないお父さん呼び込む講座としました。作業したものが地域の公民館に残るという地域貢献と親子のふれあいの時間を提供することができました。

ゆかりのまち締結40周年を迎える岡崎市とZoomを使って双方向に文化的な交流をしました。両市の学芸員より歴史にまつわる講演をいただき、両市の良いところを紹介しあう交流ができました。

5 学習成果活用・事業においては、松林公民館まつり実行委員会と協力し、公民館まつりを開催しました。模擬店部門が再開し、飲食物は完売、祭り囃子も賑わいに花を添えてくれました。

今回は、会場装飾も地域の皆さまの力をお借りし、近隣学童の児童による作品展示、室田保育園の園児と保育士さんによる花神輿の製作と笑顔のモビールは来館された方を笑顔にしてくれました。また、室田保育園の園庭をお借りして、消防車の乗車体験、公民館敷地内を楽しみながら回遊できるようスタンプラリーを開催、展示のほかに、ワークショップを行えるように配置し、多くの方に楽しんでいただく工夫を施しました。延べ3600名の来場者がありました。主催事業の報告については以上です。

会 長 事務局より説明が終わりました。何か質問はございますでしょうか。

(質疑応答・意見なし)

会 長 では、他に質問やご意見が無ければ次に移ります。

「議題2 令和6年度松林公民館予算について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議題2 令和6年度松林公民館予算についてご説明いたします。
資料2-1、2-2をご覧ください。

令和6年度予算につきましては、5年度より始まった実施計画の方針により、本市のポテンシャルを生かす、人の交流と にぎわいを取り戻す、市民ニーズを踏まえ社会課題に対応する、この3つの方向性を重点戦略に掲げ、世代間バランスがとれたすべての世代の市民が暮らしやすさと幸福感を感じることでできるまちを目指し事務事業を推進していくこととしております。

では、資料2-1 令和6年度歳入予算内訳表をご覧ください。

歳入につきましては、財産収入と諸収入でございます。

款17 財産収入につきましては、自動販売機の建物貸付収入となり、

132,000円を見込んでおります。（4年度実績132,000円）

款21 諸収入につきましては、自動販売機の電気使用に伴う電気料（4年度実績60,964円）と、印刷及び複写費用の自己負担金（4年度実績

69,880円）の教育費雑入となり、122,000円を見込んでいます。

次に資料2-2 令和6年度事業別歳出予算をご覧ください。

（歳出）

歳出につきましては、表中 最上部区分欄の左側から010 公民館運営審議会委員経費、020 業務管理経費、030 施設維持管理経費、040 公民館活動費の4つの経費からなっております。表左側の縦1列目の区分01 報酬から下において18 負担金補助及び交付金までありまして、それぞれが二段書きになっております。上段が令和6年度、下段が令和5年度予算でございます。

010 公民館運営審議会委員経費

010 公民館運営審議会委員経費につきましては、総額206,000円で令和5年度と比較し、60,000円の増額となっており、予算の主な内訳についてご説明いたします。

01 報酬200,000円は、委員の審議会出席に伴う年3回分の報酬及び県内で開かれる研修会等への参加報酬でございます。

08 旅費6,000円は、県内で開かれる研修会等の旅費でございます。

公民館運営審議会委員経費の説明につきましては、以上となります。

020 業務管理経費

次に、020 業務管理経費につきましては、総額12,550,000円で令

和5年度に比較し、2,606,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、会計年度任用職員制度により、社会教育嘱託員及び夜間管理業務員が継続任用により昇給するための報酬等の増額となっております。

内訳を見ていきますと、01報酬05会計年度任用職員報酬8,866,000円及び03職員手当等17会計年度任用職員期末手当2,730,000円を計上いたしました。

続きまして、08旅費47,000円につきましては、社会教育嘱託員及び夜間管理業務員の通勤に伴う交通費及び社会教育嘱託員の研修等参加旅費の費用弁償となっております。

10需用費をご覧ください。こちらは01消耗品費（公民館の業務管理に係る消耗品が中心）、02燃料費、06修繕料（公用車の車検時修繕）の合計302,000円となっております、15,000円の増額となっております。

次に、11役務費の430,000円につきましては、令和5年度と比較しまして、9,000円の増額となります。増額の要因といたしましては、03の手数料の中の講義室カーテンクリーニング手数料が増額となったものでございます。

次に、13使用料及び賃借料167,000円は、印刷機のリース料及びNHK放送受信料となります。

また、18負担金補助及び交付金8,000円は、人事異動により館長が変わった場合の防火管理者講習会受講料を計上したものでございます。

業務管理経費の説明につきましては、以上となります。

030 施設維持管理経費

次に、030施設維持管理経費につきましては、総額2,223,000円で、令和5年度と比較し、728,000円の減額となります。主な減額理由といたしましては、光熱水費については直近2年間の実績値に基づき算出したものとなり、修繕料については現時点で決定している修繕はなく、緊急時修繕分のみとなったことによる減額となっております。

それでは、内訳についてご説明いたします。

05光熱水費1,564,000円につきましては、令和5年度に比較し、448,000円の減額となっております。

06修繕料の110,000円は、令和5年度に比較し、280,000円の減額となっております。

次に、11役務費05火災保険料13,000円は令和5年度と同額となっております。

12委託料536,000円につきましては、令和5年度と同額となっており、公民館の機械警備委託契約及び、高木の剪定委託となっております。

施設維持管理経費の説明は以上となります。

040 公民館活動費

040公民館活動費につきましては、公民館における主催事業に関する経費として886,000円を計上してございます。令和5年度と比較して、3,000円の増額となっております。

それでは、内訳についてご説明いたします。07報償費642,000円は講

座実施に伴う講師謝礼代でございます。10 需用費 94,000 円は、講座実施に伴う消耗品費でございます。12 委託料 150,000 円は、公民館まつり委託料となり、需用費の消耗品費が 3,000 円増額となったものでございます。

公民館活動費の説明は以上となります。

会 長 事務局より説明が終わりました。何か質問はございますでしょうか。

(質疑応答・意見)

会 長 光熱水費が減少している点が気になる。実績値が反映されているためとはいえ、かなりの減額となっているので、気になります。

事務局 例年、実績値に基づいた金額を計上しております。余分な光熱水費を計上することができないため、ご了承ください。

会 長 わかりました。

会 長 他に、質問やご意見が無ければ次に移ります。

「議題 3、令和 6 年度松林公民館事業計画（案）について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議題 3 令和 6 年度松林公民館事業計画（案）についてご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

事務局 令和 6 年度につきましては、事業ごとに次のような主催事業を企画しています。

1 子ども事業については、全 16 講座を企画しております。

「子どもの広場」の年間開催数は減ってはいるものの子どもの居場所作りとして楽しめる内容を企画しております。また、企業と連携した講座を「出前講座」として展開していく予定です。地域だけではできない質の高い講座を子どもたちに提供できればと考えています。

2 家庭教育支援関連事業については、全 9 講座を企画しております。引き続き、「子育てホットスペース」を開催し、乳幼児連れのお母さんたちの集う場を提供していきます。また、産後すぐのお母さんが自分の為に、また 0 歳児を連れていける場所として、公民館を選んでもらえるよう現在企画を検討中です。

3 シニア事業については、6 事業企画しております。主にデジタルデバイドの解消と健康に関する講座を開催する予定です。

4 地域課題解決事業は、9 事業企画しております。中でも、令和 6 年元旦にありました能登半島地震から最近までも各地で大きな災害が起きております。令和 5 年に開催した「防災講座～子連れ避難のいろは～」では、東日本大震災の被災者の体験談や松林地区をはじめとした近隣地域のハザードマップの見方、災

害クラスターの危険性、防災をどこからはじめればよいか、という点にフォーカスしたところ、54名もの方にご参加いただきました。若い世代の転入者で自治会に加入していない方も多いため、自治会の力もお借りして、公民館として防災にも焦点をあて講座を展開していく予定です。

次に、「5の学習成果活用・学習情報提供事業」ですが、春は、公民館で開催する以外にも、市役所のふれあいプラザでの開催を予定しております。

6以降の事業、事業の概要などにつきましては、ほぼ例年どおりの内容で記載のとおりでございます。

ただいま、ご説明いたしました松林公民館の事業計画の他、令和6年度は姉妹都市10周年という節目の年に当たります。市内5公民館各館でハワイに関連した様々な講座が開催されるとともに、5館連携した講座も企画する予定です。

全体的に、職員の交代があることから、事業企画数や回数が減っておりますが、これからも増える可能性があるとともに、内容の濃い良質な講座を企画予定です。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会 長 事務局より説明が終わりました。何か質問はございますでしょうか。

(質疑応答・意見)

吉原委員 Youtuber を養成する講座など、動画を主体にした講座はどうでしょうか。
Zoomの使い方講座もそうですが、幼稚園の卒園式等が動画で限定公開されており、シニア世代でもデジタル支援がないと行事に参加できない時代になってきました。

上村委員 生成 AI や ChatGPT などの講座も面白いかもしれません。

事務局 今後の企画検討時に、皆様のご意見参考にしていきたいと思っております。

会 長 防災講座もお疲れさまでした。
コロナ禍を経て、ブランクがあったうえで様々な事業が復活してきました。
まちぢから協議会でも、日々防災について「逃げるときは一緒に逃げよう」と呼びかけをしていますが、線路の北と南で防災意識が異なります。
隣近所に声をかけにくい、知り合いが少ない、困っていることを相談する場がないという声を防災に限らず、いろんなところで耳にします。
コミュニケーションが取れない関係性というのが一番の課題です。
また、地域の安全安心を謳っているにも関わらず、自転車の盗難が多い。
年間1、400件ほどの盗難があります。市が、イメージアップに繋がりたいと

いう想いはわかりますが、この数字をどうとらえるか。防犯講座なども積極的に開催してもらえるとありがたいです。

吉原委員 講座の数が少ないのも気になりますが、いかがですか。

事務局 講座数については、職員が交代し、新人が入ります。また、大山街道を歩くなどの外歩き講座が全5回を終え、一段落したことも大きな要素です。多くの講座をこれまで開催してきましたが、コロナ禍前と同様の講座数展開は正直難しいと考えています。とはいえ、事業計画に記載していない検討中の企画もありますので、ここから講座が増えていくとお考えいただければと思います。

上村委員 この件とは別ですが、消毒についてもやめてはどうか。強制ですか。

事務局 強制ではありません。使用前後のお掃除の一環としてご案内しています。

上村委員 わかりました。

会長 では、質問やご意見が無ければ次に移ります。

「議題4、諮問・答申について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議題4 諮問・答申についてご説明いたします。資料4-1をご覧ください。

諮問につきましては、社会教育法第29条第2項「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」の規定に基づくものでございます。

資料4-1「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について」をご覧ください。

公民館は社会教育活動の場として、市民の「つどう（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）・まなぶ（自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）・むすぶ（地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成）」を支援する機能を有しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館や主催事業の中止等、様々な制限がありました。現在は制限も解除され、主催事業や各サークルの活動も復活し、徐々にコロナ以前の状態へ戻ってきているところですが、この約3年の間に公民館利用者や利用サークル団体においても高齢化や新規会員の獲得が難しくなり、活動を止めてしまうサークルも出てきている状況です。また、小学生や一部の中学生の利用はあるものの、他の世代の利用が少なく、地域住民の中には公民館の存在を知らない方たちもまだまだたくさん存在しています。このような状況を打破していくためにも、公民館を通じて、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の拠点として、多様な学習活動の提供や、放課後の子どもたちの居場所づくりの提供等を行うとともに、公民館をあまり利用していない方

たちにも来てもらい、地域の重要な担い手となってもらえる様な方策を考えていくことが必要と考えます。

以上のことから、本資料項番1「検討を求める事項」において、「地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加してもらうために必要な方策」について諮問をいたしますので、ご審議のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

次に諮問に係る答申作成のスケジュールについてご説明いたします。

資料4-2「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問に係る答申作成スケジュール」をご覧ください。

項番1、項番2は、先ほどの資料1と同様でございます。

項番3におきまして、答申の希望日をお示ししてございまして、令和7年3月に答申をお願いいたします。

項番4におきまして、今後のスケジュールをお示ししてございます。

まず、今回の令和5年度第2回から5月の令和6年度第1回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。

次に、第1回から10月の第2回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成・発表等、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。

最後に、第2回から3月の第3回までに答申のとりまとめ、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。

以上のように大変長い期間、委員の皆様方にはご審議いただくこととなりますが、何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

諮問・答申についての説明は以上でございます。

会 長 事務局より説明が終わりました。何か質問はございますでしょうか。

羽場委員 答申のフォーマットなどは、お示しいただけるのでしょうか。

事務局 過去の答申例もありますので、事務局よりご案内させていただきます。

会 長 他に、質問やご意見が無ければ次に移ります。

「議題5その他」について、委員の皆さま、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 1点ございます。

令和6年度の審議会の予定についてですが、議題4でお示したように年3回の開催で、第1回目は、5月に、第2回目は10月に、第3回目は3月に開催を予定しております。ここで次回の日程を決めるか、または、開催月だけを決めておいて、改めて詳細の日程調整はその1か月前ぐらいに決める形でもよろしいでしょうか。

(日程調整を協議)

会 長 次回の日程については、5月28日(火)14時より松林公民館
第1会議室にて行うこととします。
他に何かございますでしょうか？
ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。
本日はありがとうございました。